

## タイヤ規格部会規程

### 1. 目的

本規程は、タイヤ規格部会の業務及び運営に関して必要な事項を定め、本部会の業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

### 2. タイヤ規格部会の業務

(1) タイヤ規格委員会規則に基づき、以下の業務を担当する。

① 日本自動車タイヤ協会規格を立案し、タイヤ規格委員会に上程し、承認を得る。

② 日本自動車タイヤ協会暫定規格を立案及び承認し、タイヤ規格委員会に報告する。

③ JATMA YEAR BOOK 案を立案し、タイヤ規格委員会に上程し、承認を得る。

(2) タイヤ規格部会は月一回の開催を原則とする。

### 3. タイヤ規格部会の構成等

(1) タイヤ規格部会の委員は、一般社団法人日本自動車タイヤ協会の正会員で構成する。

(2) 本部会に部会長を置き、部会長の選出は委員の互選による。

(3) 本部会は、部会長又は事務局が招集する。

(4) 本部会は、必要に応じて分科会及びWGを設置することができる。

(5) 本部会は、必要に応じて専門知識を有する者に検討を委託することができる。

### 4. 事務局の役割

(1) 本部会の事務局は、一般社団法人日本自動車タイヤ協会に置く。

(2) 事務局は規格の検討に当たり、関係者及び関連団体との間で情報の収集、提供及び交換を行い、それらの内容を本部会に展開する。

(3) 事務局は2.(1)③の承認を受け、JATMA YEAR BOOK を発行する。